

政策会議分科会（第3回）議事要旨

1. 日 時：平成22年3月25日（木）8：00～8：50
2. 場 所：衆議院議員第一会館 第1会議室
3. 国交省出席者：北村官房長、日原審議官、佐藤会計課長ほか
4. 議 題：社会資本整備総合交付金（仮称）について
5. 議事要旨
 - (1) 挨拶
 - (2) 議事要旨
 - ・ 配付資料に沿って説明
 - ・ 質疑応答
 - (3) 出席議員からの主な意見
 - ・ 自由な交付金ということでも、補助率との関係で一定の制約があるのではないかと思うが、どの程度の予算の流用が可能なのか教えてほしい。
 - ・ 政策分野が異なる二つの基幹事業を行う場合、それぞれの基幹事業ごとに計画を作成する必要があるのか、それとも1本の計画にまとめることは可能か。
 - ・ 地方鉄道の路線維持のために社会資本整備総合交付金をどのように活用できるのか伺いたい。
 - ・ 23年度にひも付き補助金を一括交付金化するという検討が進められており、社会資本整備総合交付金が恒久的な制度となるのかがはっきりしない中で、この交付金では3～5年を期間とする計画を作成するということについての考え方を教えてほしい。
 - ・ 国と地方との間の手続きの緩和化がこの交付金のポイントであり、そのためには国の窓口を一元化すべきと考えるが、国交省としてはどのように考えているか。
 - ・ 実施主体が市町村の場合、市町村が作成した整備計画を県に止められるようなことはないか。
 - ・ 市町村が県と共同で整備計画を提出した場合、県と市町村での負担割合の取扱はどうなるのか。
 - ・ 地方公共団体において3月中に整備計画の策定準備を進めてほしいとのことだが、整備計画の策定には時間を要すると思う。現在の整備計画策定状況を教えてほしい。
 - ・ 地方公共団体から提出された整備計画を国がどのレベルまで評価するのか。また、評価により、予算額を削減するなどの措置をする予定はあるか。
 - ・ 地方公共団体のノウハウの蓄積や力量を高めるような取組が必要であり、国交省としても地方に任せきりということではなく、ノウハウや情報の共有化など、地方の底上げしていかなければならない。
 - ・ 一括交付金との関係に関して、来年、今回の交付金が一括交付金化された場合、23年度以降の各事業の予算的な保証がなくなるのではないかと自治体が心配している。交付金であるからには、地方交付税と違って何らかの政策

目的をもたせる必要があると考えるが、国交省内では一括交付金化との関係をどのような整理をしているのか確認したい。

- ・ 農水省で予算がつかなかった広域農道に対して、社会資本整備総合交付金を充てることは可能か。

(4) 出席議員からの発言を受けての国土交通省の回答

- ・ 国費の流用については、補助率が法定されている事業と法定されていない事業で取り扱いが異なり、法定されている事業については、国費の流用額に応じて事業量を調整することにより可能だが、補助率が法定されていない事業については、当年度に事業量を調整する必要はなく、年度間で国費率を調整することが可能。
- ・ 地方公共団体が複数の基幹事業を行う場合、政策課題ごとに目標を示した上で事業を実施していただく必要があることから、自ずとそれぞれの政策分野毎に整備計画を作成していただくことになる。
- ・ 新交付金は、社会資本整備を通じた地域への支援を行うこととなっており、鉄道に対してダイレクトに支援することはできないが、例えばまちづくりなどの社会資本整備と併せた、効果促進事業として実施することは考えられる。経常的な経費に対して交付金を充てることはできないが、現行の交付金でもスクールバスの購入に補助をしている実績がある。
- ・ 過去にも、補助金の計画期間中に補助制度が変更することとなったケースはしばしばあり、例えば、21年度に創設した地域活力基盤創造交付金は結果的に一年で制度を変えることとなった。仮に今回の交付金制度を見直すこととなった場合においても、事業に支障が生じないようにしたい。
- ・ 国の窓口については、省内の多くの局の所掌にまたがるため、整備計画を各事業担当局にバラバラに提出していただくのではなく、現在の準備室のような統一的な窓口を本省に設置すること検討している。地方整備局においても窓口を一元化することを考えている。縦割りにならないよう、省内内部でしっかり横の連絡をとるようにしたい。
- ・ 従来から、都道府県と市町村の間で事業の調整や、事務手続きの便宜上の理由で、ほとんどのケースで都道府県を経由して計画を提出していただくこととなっているが、都道府県を通さずに市町村から直接国に整備計画を提出することも可能。
- ・ 県と市町村が共同で整備計画を作成する場合、整備計画に位置付ける事業分担は自治体間で相談して決めていただくこととなるが、従来どおり事業費の負担は事業の実施主体が負うこととなる。
- ・ たしかに、新規に計画を作成するには時間がかかるということは聞いているが、22年度はほとんどが継続事業である。また、公共事業の切れ目のない執行が求められているところであり、そのため、継続事業については、経過措置を設け、従前の補助事業の計画を整備計画とみなして、新たに整備計画を作成し直すことを不要にしていたり、22年度に限り従前の補助要綱等に基づいて本交付金を充当することを可能にすることとしている。

- ・ 整備計画の内容自体の良い悪いということの評価ではなく、政策目標と評価指標がちゃんと対応しているか、また、計画の内容について地方公共団体からお話を聞かせていただくということは考えている。また、事後評価は地方公共団体に行っていただくこととしているが、国としては、各公共団体からの評価結果を踏まえて交付金制度を今後どう見直していくかを検討することや、集められた各公共団体の評価結果を情報共有することを予定している。
- ・ 地域活力基盤創造交付金では、新しい取組である効果促進事業について、各地方公共団体が試行錯誤して取り組んでいるところであるが、どの公共団体がどのような取組を行ったか、また、うまくいった事例、うまくいかなかった事例などを情報共有していきたい。
- ・ 一括交付金との関係については、先日の地域主権戦略会議からのヒアリングで長安政務官から国交省の考えを説明させていただいたところ。自由度を高めることは大事だと考えているが、ご指摘のとおり、全くの自由となると国の政策意図が反映されなくなってしまう。一括交付金といっても、政策目的がゼロということにはならないだろうということをご説明し、今回は論点を提起させていただいたということで、今後も引き続き地域主権戦略室と議論していくことになる。仮に社会資本整備総合交付金の制度を見直すということとなっても、各事業が円滑に執行されるよう、地域主権戦略室と議論していきたいと考えている。
- ・ 省庁間の調整の結果として、省庁の枠を越えて交付金を充当することは可能。農水省では別途交付金が創設されるので、農道整備に対して、まずはそちらで措置することとなると思うが、例えば、去年は、歩道整備に関連して防犯カメラなどを設置したいという地方からの要望に対して、警察庁と調整し、地域活力基盤創造交付金を交付している例がある。

～以 上～